

令和6年度 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種について

定期接種とは、「予防接種法」という法律に基づき市町村が実施する予防接種のことです。

対象者

① 65歳の方（66歳の誕生日前日まで）

②接種当日60歳～64歳の新居浜市民の方で、

- 心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害を有する方
（自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限される程度の障害）
- ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する方
（日常生活がほとんど不可能な程度の障害）
※事前に保険センターで申請が必要です。

★過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は、対象となりませんのでご了承ください。

実施期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村で定められています。

持って行くもの

- 健康保険証または後期高齢者医療保険証
- 予診票・高齢者定期予防接種記録カード
※対象者①の方には65歳誕生月の翌月に送付されます。
- 自己負担金：4,000円
※生活保護世帯は無料です。生活保護受給証明書が必要です。
- 身体障害者手帳（対象者②の方）

ご予約が必要となります。
ご希望の方は、お早めにお申し込み下さい。



地域医療に貢献します

はびねす内科クリニック

新居浜市一宮町二丁目6番72号

TEL (0897) 35-3001・FAX (0897) 35-3002